

岐阜県消費者施策推進指針（案）に対する県民意見募集の結果について

意見番号	該当箇所	該当頁	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
1	第1章 指針の概要	1	「指針の策定」が分かりにくいというか、県側の事情ばかりが書かれている感が否めない。消費生活をめぐる問題やトラブルに対応するため、この指針をつくる一という大前提・目的が欠けている。指針の策定が法律に基づいているという説明は、県民にはあまり重要ではなく補足的にあればいいと思います。それよりも、なぜ指針を策定する必要があるのか、県民に訴える内容に変えた方がいいと考えます。	「第1章 指針の概要」中の表現を一部修正します。
2	第2章-2 国における消費者行政をめぐる状況	4	「国における消費行政をめぐる状況」も指針の後段部分に収載する方がいいと思います。	「2 国における消費者行政をめぐる状況」の構成について一部修正します。
3	第2章-3- (2)消費生活相談体制の現状と課題	12	職場を離れた高齢者は、人との接点が少なくなり情報も少なくなることから、詐欺まがいの訪問販売やネット通販等に引っ掛かりやすくなると思います。12ページに記載されているような相談窓口が各市町村にあることを、まず認識してもらうことが大切です。高齢者でも地域の自治会には参加される方が多いので、相談窓口の担当者が、自治会のイベントや総会に回って事件事故の具体的説明と相談窓口の案内をすることが周知徹底する近道かのような気がします。または各自治会からパンフレットの配布などしてもらったことも一つの方法かと思います。いずれにしても相談窓口の存在を知らない方が多いと思いますので、いかにして周知徹底するかが課題だと思います。	消費生活相談窓口の周知については、引き続き消費者生活出前講座実施の際の案内パンフレットの配布、新聞広告における周知等、多様な手段を活用しながら進めていきます。
4	第3章-2- (1)消費者教育・啓発	27	イメージマップが小さくて見づらい気がします。	削除します。
5	第3章-2- (1)-①場や消費者の特性に応じた学ぶ機会の提供	29, 30	金融広報委員会が実施している「モデル校」設置を入れて頂きたい。金融教育はモデル校があることでかなり先生方に金融教育の重要性が理解されるようになってきている。消費者教育も同様のシステムを持つことで、家庭科や社会科の先生以外に消費者教育が認識されるようになる。「消費者教育モデル校制度の実施」	【県の主な施策・取組み】に、（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）関係部局との連携によるモデルケースの発掘と情報提供を追加します。なお、県の各年度における具体的な消費者施策については、別途とりまとめの上公表します。

6	第3章-2-(1)-①場や消費者の特性に応じた学ぶ機会の提供	29, 30	消費者教育の推進のためには学校との連携が必須と考えます。県は、金融教育のモデル校制度を実施し、着実に成果を上げてきています。消費者教育もぜひモデル校制度を実施し、制度として学校との連携が進むようにすべきと考えます。P30の上の枠囲み「県の主な施策・取組み」に「消費者教育のモデル校制度の実施」を入れてください。	【県の主な施策・取組み】に、（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）関係部局との連携によるモデルケースの発掘と情報提供を追加します。なお、県の各年度における具体的な消費者施策については、別途とりまとめの上公表します。
7	第3章-2-(1)-①場や消費者の特性に応じた学ぶ機会の提供	29, 30	(1) 消費者教育・啓発 ①場や消費者の特性に応じた学ぶ機会の提供 学校における消費者教育が重要であり、その推進のためには指定校やモデル校などを決めて、確実に実施する体制をとるのがよいと思われます。また、圏域ごとに、行政と教育関係者との連携が進むように、ミニ消費者教育実践フォーラムを実施することも有効と思われます。消費者ネットワーク岐阜では、今年度東濃地区で開催し、今後も各圏域で開催していきたいと考えています。ぜひ県や県教育委員会との共催になるように、計画していただきたいと思います。	今後の参考とさせていただきます。
8	第3章-2-(1)-③消費者教育教材の作成と活用	35	消費者教育普及啓発パンフレットは作成・配布されてもそれが活用されないことも多い。教材が活用される工夫も含めて配布する必要がある。「作成・配布・活用」とすべき。ポータルサイトも周知するだけでなく活用例もあわせて紹介・周知する必要がある。「消費者教育ポータルサイトの活用例の周知」	パンフレットについては、「作成・配布・活用」に修正します。ポータルサイトについては、「活用例を周知するなどしていきます。」と修正します。
9	第3章-2-(1)-③消費者教育教材の作成と活用	35	「多様な教育の担い手との連携」が「③消費者教育教材の作成と活用」の項目の中に含まれるような文書構成となっています。平成26年3月に策定した「岐阜県消費者教育推進計画」では、「多様な教育の担い手との連携」は単独で一つの項になっています。この連携の内容は、大変重要な内容ですので単独項目にしてください。また、P36上の枠囲みの「関係部局、関係団体との連携による周知（学校、職場、地域等）」も周知を目的としているのではなく、連携による消費者教育の推進を目的をしているので、「関係部局、関係団体との連携による推進（学校等教育機関、職場、地域等）」に変更していただきたい。	「多様な教育の担い手との連携」については、別途項目立てします。また、「連携による周知」の部分については、「連携による推進」に修正します。
10	第3章-2-(1)-③消費者教育教材の作成と活用	36	多様な教育機関との連携はとても重要です。特に教育委員会との連携が重要ですので、「教育委員会」との言葉を入れていただきたい。	各施策の推進については、関係各課がお互いの役割分担を明確にし、連携を取りながら実施していくものであり、特に消費者教育の推進については、教育委員会との連携は言うまでもなく不可欠なことなので、敢えて表記するまでもないと考えます。
11	第3章-2-(1)-④消費生活情報の提供	36	③人々の日常生活の中でよく目にする所に、悪質商法情報を掲示すること もよい方法。1月12日のニュースに田原市がトイレットロールに印刷したとのこと。よいアイデアと思う。	県における啓発については、これまで啓発チラシの作成・配布、新聞・ラジオによる啓発、街頭における啓発活動等、様々な方法で実施してきたところですが、今後も効果的な方法について検討します。

12	第3章-3 【相】消費生活相談窓口の機能の充実・体制の強化	37	②相談業務を充実されてきているが、まだまだ相談窓口への相談が少ない。県生活学校連協のH28年3月調査（十分な調査とはとても言えませんが）によると、家族や知人への相談は多少あるが、消費生活相談窓口への相談は本当に少ない。相談窓口存在の周知が必要に思う。	消費生活相談窓口の周知については、引き続き消費者生活出前講座実施の際の案内パンフレットの配布、新聞広告における周知等、多様な手段を活用しながら進めていきます。
13	第3章-3-(1)-①商品の安全性の確保、④生活関連物資の安定供給	37, 39	従来の指針の「県の主な施策・取組み」にあった「県消費生活条例に基づく事業者への危害防止措置の指導・勧告」（商品の安全性の確保）、「不適正な行為の是正勧告」（生活関連物資の安定供給）が削除されています。この施策は、行政として重要なものだと思いますので明記すべきだと思います。	「消費者の安全・安心の確保」についても、行政のみならず事業者団体等との連携が必要なことから、「4 【連】多種多様な団体とのネットワークの構築」の【県の主な施策・取組み】に「事業者団体等との連携による消費者の安全・安心の確保」を記載します。また、県消費生活条例に関する勧告件数については、別途とりまとめる各年度における具体的な消費者施策の参考項目に記載します。
14	第3章-3-(2)-②市町村消費者行政への支援	40	(2) 消費者被害の救済 ②市町村消費者行政への支援 岐阜県においては、すべての市町村で消費生活相談窓口が開催されているというのは事実ですが、専門の相談員が不在だったり、相談員が在籍するのが週に一度や月に一度という状況では、住民が気軽に相談できる状態ではないと思われれます。ただし、小規模の町村ではなかなか相談員を配置することは困難なことも理解できます。広域連携を含めた窓口の充実を進めてほしい。また、県では市町村の窓口支援を行っているようですが、その支援件数の推移はどうなっていますか。	市町村相談窓口の機能の充実・強化については、国交付金等を活用しながら進めているところであり、今後も広域連携を含めた窓口の充実・強化について推進します。 なお、県から市町村に対する財政支援については、平成21年度：8市→平成28年度：32市町となっています（平成21年度～平成28年度累計では40市町村）。
15	第3章-4-(1)-②高齢者・障がい者等への啓発や見守り活動の推進	43, 44	従来の指針で重点として位置づけた「高齢消費者被害防止推進モデル事業の実施」、「高齢消費者見守りサポーター養成事業の実施」が削除されています。実施しないということでしょうか。	県の各年度における具体的な消費者施策については、別途とりまとめの上公表します。 なお、ご指摘の2事業については、同種の事業を引き続き実施する予定です。
16	第3章-4-(1)-②高齢者・障がい者等への啓発や見守り活動の推進	43, 44	(1) 消費者の組織活動の推進 ②高齢者・障がい者等への啓発や見守り活動の推進 高齢者の消費者被害防止の施策として、啓発や見守り活動の推進があげられているが、それだけでは十分とはいえないのではないのでしょうか。未然防止対策として、電話勧誘には通話録音装置、訪問販売にはお断りステッカーなどが有効と思われれます。どこかの地域をモデルとして実施してみたいかがでしょうか。消費者ネットワーク岐阜がお断りステッカーを作成したので、連携して配布するなどの事業を実施したらどうでしょうか。	今後の参考とさせていただきます。
17	第3章-4-(2)-①消費者の県政への参画	44	消費者意見の反映 ホームページで意見を言う人は少ない。もう少し県民の意見が吸い上げられる工夫が必要。	県民の意見の吸い上げの効果的な方法について今後検討します。

18	付属資料	47	<p>1 消費者教育の大切さ、重要性について ①指針の中から 教育が必要なのはわかるが何をどのようにいつ指導してよいかわからないという意見が多くあったように思う。最終ページの「付属資料」、各期の特徴、重点領域の表を拡大し、広く配布し、消費者教育の姿・中味を明示していただきたい。この指針に沿うように、其々の年代の消費者教育目標を広く理解し、実践実行してゆくことが大切なことと思う。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
19	その他	その他	<p>各年度の進捗状況は、「実施状況と平成〇年度の重点施策」という形で報告されると伺いました。平成28年3月版のように、「実施状況とりまとめ 参考項目（P25～P29）を添付していただけますようお願いします。</p>	<p>県の各年度における具体的な消費者施策については、別途とりまとめの上公表します。 また、その際には参考項目も添付します。</p>